

関市水道事業給水条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関市水道事業給水条例（平成25年関市条例第22号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(代理人・管理人選定届)

第2条 条例第5条第1項又は第2項の規定による届出は、代理人・管理人選定届（別記様式第1号）による。

(共用給水装置異動届)

第3条 条例第6条の規定による届出は、共用給水装置異動届（別記様式第2号）による。

(給水装置工事の承認)

第4条 条例第7条第1項に規定する給水装置工事の承認を受けようとするときは、給水装置工事承認申請書（別記様式第3号）に給水装置工事原簿（別記様式第4号）を添付して水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の諾否を決定し、給水装置工事承認決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知する。

(完成検査)

第5条 条例第8条第2項に規定する市長の完成検査を受けようとするときは、給水装置工事完成届（別記様式第6号）により市長に届け出なければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第6条 条例第17条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによる。

(1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条各号に掲げる基準により管理すること。

(2) 前号の規定による管理の状況に関し、1年以内ごとに1回、定期に、水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者による給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

(給水の開始等の区分)

第7条 次の各号の給水の開始等の区分は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 開始 給水装置を新たに使用するとき（休止していた給水装置を再び使用するときを含む。）。)

(2) 休止 給水装置の使用者の転居、転出、長期不在等により使用を中止するとき。

(3) 廃止 給水装置を配水管から切り離すとき。

(給水の申込み等の届出)

第8条 条例第19条の規定による給水の申込み又は条例第21条第1項第1号、同条第2項第1号若しくは第3号の規定による届出は、上水道（給水装置）使用開始等届（別記様式第7号）、給水装置所有者変更届（別記様式第8号）その他市長が定める方法による。

2 条例第21条第1項第2号又は同条第2項第2号の規定による届出は、私設消火栓使用届（別記様式第9号）による。

(量水器の位置変更)

第9条 第4条及び第5条の規定は、条例第23条第2項に規定する量水器の位置変更の承認を受けようとする場合について準用する。

（共同住宅等における水道料金算定の特例の適用）

第10条 条例第28条第2項に規定する水道料金算定特例の適用を開始し、又は終了しようとする者は、共同住宅等における水道料金算定特例適用届（別記様式第10号）により市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出があった場合の水道料金は、当該届出を受理した日以後最初の定例日（条例第28条第4項の定例日をいう。以下同じ。）に算定する水道料金から適用を開始し、又は終了する。

（使用水量の認定）

第11条 条例第29条の規定により認定する使用水量は、次の各号のいずれかに掲げる水量とする。

- （1）前年同月の定例日に量水器を検針して得た使用水量（以下「計量水量」という。）
- （2）前6回の各定例日の計量水量のうち、水量の少ないもの3つを平均して得た水量
- （3）前2号以外の使用実績又は水道の使用実態等を考慮して定める水量

（水道料金の調整）

第12条 市長は、水道料金を徴収した後にその金額に増減を生じたときは、次回に徴収する水道料金で調整することができる。

（給水装置工事原簿の閲覧等）

第13条 給水装置工事原簿の閲覧若しくは複写又は給水装置の使用状況の確認をしようとする者は、給水装置工事原簿の閲覧等申請書（別記様式第11号）により市長に申請しなければならない。

（委任）

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日水管規程第1号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別記様式第3号、別記様式第4号（表）、別記様式第5号及び別記様式第6号の規定は、この規程の施行の日以後に承認を申請する給水装置工事から適用し、同日前に承認を申請する給水装置工事については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の関市水道事業給水条例施行規程の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規程による改正後の関市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整を加えて使用することができる。

附 則（平成28年1月26日水管規程第1号）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別記様式第4号（表）の規定は、この規程の施行の日以後に承認を申請する給水装置工事から適用し、同日前に承認を申請する給水装置工事については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の関市水道事業給水条例施行規程の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規程による改正後の関市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整を加えて使用することができる。

附 則（平成28年9月30日水管規程第2号）

- 1 この規程は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別記様式第7号の規定は、この規程の施行の日以後の給水の申込み等の届出から適用し、同日前の給水の申込み等の届出については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の関市水道事業給水条例施行規程の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規程による改正後の関市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整を加えて使用することができる。

附 則（平成30年3月29日水管規程第1号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日上下水道管理規程第3号抄）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月16日上下水道管理規程第3号抄）

- 1 この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和3年12月2日上下水道管理規程第4号）

- 1 この規程は、令和4年1月4日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。